

畿央大学教務委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、畿央大学(以下「本学」という。)に設置する本学教務委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、本学の教養教育、専門教育および教職課程等における教育を円滑かつ適正に運営することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、本学学部に関わる次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の運営および実施に関すること
- (2) 授業の計画と実施に関すること
- (3) 学籍の異動に関する基本事項
- (4) 履修に関すること
- (5) 試験および成績評価に関すること
- (6) 卒業の認定に関すること
- (7) 他大学等との単位互換に関すること
- (8) 他大学等において修得した単位の認定に関すること
- (9) 他大学等との連携協定等に基づく教務的事項
- (10) 教務に係る情報システムに関すること
- (11) その他本学の教務に関し、重要とされる事項

(組織)

第4条 委員会は、本学専任職員(教育職員および事務職員)のうち、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学部長
- (2) 各学科長
- (3) 各学科主任
- (4) その他必要に応じて学長が任命する者 若干名

2 委員会に委員長を置く。委員長は、前項第1号の委員より学長が指名する。

(委員会)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に陪席させることができる。

(専門委員会)

第6条 委員会は、第3条各号に定める事項を審議するため必要と判断するときは、当該事項に関する専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会に関する事項は、この規程に定めるもののほか、委員会において定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、教育推進部が行なう。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、本学教授会の議を経て学長が行なう。

附 則

この規程は、平成19年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

平成28年4月1日の学内組織の名称変更により、条文中の「学生支援」を「教育推進」に修正する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。